

甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、甲賀土木事務所管内の2市（甲賀市・湖南市）が水害や土砂災害による被害を軽減するために国・県とともに設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得るとともに、自助・共助・公助が一体となった対策を検討する。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会の会長は2市の行政委員が協議会の開催毎に交互に務めるものとする。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、会長の属する機関、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室・砂防課に置く。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年 3月16日から施行する。

この規約は、平成24年 1月31日から施行する。

この規約は、平成27年 3月25日から施行する。

この規約は、平成28年 3月9日から施行する。

この規約は、平成29年 3月27日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成 30 年 7 月現在)

(市町：市町コード順)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 委員	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター	教授	はたやま みちのり 畑山 満則	
行 政 委 員	甲賀市	副市長	まさき せんじろう 正木 仙治郎	
	湖南市	副市長	たにぐち しげや 谷口 繁弥	
	気象庁 彦根地方気象台	次 長	たになが まる 谷永 守 さかぐち よしゆき 阪口 芳敬	
	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	所 長	やまぐち たつや 山口 達也 みずくさ こういち 水草 浩一	
	滋賀県 防災危機管理局 地震・危機管理室	室 長	にしむら のぶお 西村 信雄 きのした まさてる 木下 雅照	
	滋賀県 土木交通部砂防課	課 長	なかでら ひろゆき 中寺 啓之 はしもと さとし 橋本 聡	
	滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室	室 長	ふじた きよたか 藤田 喜世隆	
	滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室	室 長	うえの くにお 上野 邦雄 いぶき のぶと 伊吹 信人	
	滋賀県 甲賀土木事務所	所 長	てらだ けんきち 寺田 建吉 はやみ しげき 速水 茂喜	